

令和5年5月19日

第1回多文化共生推進部会

午後2時開会

○事務局 それでは、お時間になりましたので、これより令和5年度第1回多文化共生推進部会を開催いたします。

会議開催に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶をさせていただきます。部長、よろしく願いいたします。

○生活文化政策部長 今日は、お足元の悪い中、お集まりいただき本当にありがとうございます。

令和5年度第1回ということで、前回についてはコロナ禍ということもあって書面開催となったと伺っております。皆様方には日頃より世田谷区の国際施策、また、区政全般にわたりまして御理解や御協力をいただきまして本当にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

さて、平成31年に策定されました世田谷区多文化共生プランですけれども、今年度までということになっている中で、来年度からまた新たな計画をつくらなくてはいけない、そのような時期になってきてございます。この間、皆様方には様々な場面で大変有意義な御議論をいただいたということも伺っております。本当に心より感謝申し上げます。次期プラン策定の根幹をなす論点などにつきましては、この後、様々な視点から御意見をいただきたいと思っております。

本日、その御意見を基に検討を行ってまいります次期プランの策定に向けた方向性などについて、事務局から御説明をし、御議論をいただく予定ですけれども、今回の議論を基に次期プランの素案を作成することになってございますので、忌憚のない御意見、御発言を頂戴できれば幸いです。議会も選挙がございまして、御存じのとおり、外国籍だった方が議員にもなられているということで、こちらの方面にも議会からの注目もさらに集まってくるのかなというふうに思っております。

5年度は、改めて世田谷区が多文化共生推進に向けて重要な1年になると考えてございますので、何とぞお力添えのほど、よろしく願いいたします。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

○事務局 部長、ありがとうございました。

次に、本日の部会について確認及び案内をさせていただきます。

この多文化共生推進部会は、本日は、傍聴はいらっしゃいませんが、公開で行います。議事について、議事録や当日の資料などを区のホームページ等で公開いたします。そのた

め、速記事業者が入り、録音もいたします。また、内部の記録用として写真の撮影もする場合がございます。以上の4点について、御了承いただきますようお願いいたします。

なお、本部会は過半数の出席で成立いたします。本日は、委員8名のうち7名が御出席ですので会議は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。机上に多文化共生推進部会の次第と資料1から3を配付させていただいております。御確認をお願いいたします。不足などございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

続いて、次第2、報告事項に移ります。ここからは部会長に進行をお願いできればと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 では、ここから私が進行させていただきます。

前回の会議が書面開催という形で、委員の皆さんにとっては、率直な意見交換をするには至らないような形だったので、できれば今回はそれを挽回するぐらいの形で中身の濃い議論ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次第2、報告事項の世田谷区内在住外国人の状況について、まず事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局 世田谷区内在住外国人の現状について、事務局より御説明させていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。令和5年1月1日時点での区内在住外国人の現状をまとめておりますので、御報告させていただきます。

まず、左上、「区市町村別 外国人数」の表を御覧ください。令和5年1月1日時点での区の外国人数は2万3094人となっております。この数は、比率で見ると23区内で一番少ないのですが、実数ですと23区内で10番目に多い数となっております。

その下が「区内在住外国人数 過去10年間の推移」のグラフです。新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から減少傾向が続いておりましたが、昨今の規制緩和等の影響により再び増加に転じており、現在はコロナ禍前のピーク時を上回っている状況です。

一旦、別紙、資料2-2を御覧いただければと思います。直近の状況になります。こちらは平成31年1月から令和5年5月までの月別の人口推移を表しております。特に黄色のグラフから緑のグラフにかけて御覧いただければと思います。令和4年4月から増加し続けておりますが、令和5年3月から4月及び4月から5月の間で大きく増加しており、5月1日時点では2万4109人となっております。これは過去最多となっております。

では、資料 2-1 へお戻りください。右上の「世田谷区内年齢別人口」の棒グラフを御覧ください。年齢層の分布ですが、日本人区民については40代から50代が多いのに比べて、外国人区民は20代から30代と比較的若い世代が多くなっていることが特徴と言えます。

次に、その外国人区民の国籍、地域についてです。下の「国籍・地域別外国人数」の円グラフを御覧ください。全国ですと、一番多いのが中国、2番目にベトナム、3番目に韓国、東京都ですと、一番多いのが中国、2番目に韓国・朝鮮、3番目にベトナムとなっておりますが、世田谷区の場合ですと、3番目にアメリカが入っていることが特徴として挙げられております。

最後に、その下の「国籍別外国人数 過去7年間の推移」のグラフについてです。先ほどの国籍・地域別外国人数の上位6か国・地域の過去7年間の外国人数の推移を表しております。平成29年からの伸び率で見ますとベトナムが約1.5倍、中国、アメリカともに約1.4倍程度と、特に増加率が顕著であることが分かります。

次に、資料 2-3 を御覧ください。令和 5 年 5 月 1 日現在の世田谷区の主な在留資格別外国人数をグラフにて掲載しております。最も多いのが永住者で約28%、2番目が技術・人文知識・国際業務で約19%、3番目が留学で約16%と続いております。これらの3つの在留資格が区内在住外国人の約63%を占めている状態です。

これが全国ですと、令和 4 年末時点の在留資格別の人口になりますが、一番多いのが永住者、2番目に技能実習、3番目に技術・人文知識・国際業務となっております。これは昨年度2番目であった特別永住者を技能実習が上回っている状況です。東京都ですと、一番多いのが永住者、2番目に留学、3番目に技術・人文知識・国際業務となっております。こちら昨年度と順位が入れ替わっております。令和 3 年から令和 4 年の1年間で留学生が約 3 万人増えております。技術・人文知識・国際業務を上回った状況です。このように、近年は世田谷区、東京都、全国全て在留資格別外国人数の特徴が異なっている状況です。

説明としては以上です。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関して御質問、あるいは何か御意見がありましたら、お願いいたします。かなりデータから世田谷区の特徴は見えてきていると思うんですけども、皆さん、いかがですか。

○E委員 今年の直近の数字で2万4109人という数字が出ています。これは結構大きな伸びではないかと思うのですが、どんなところが要因として考えられますか。

○事務局 昨年の4月からコロナが一旦収まって規制緩和が行われる中で伸び率がどんどん増えてきているというのは一つあります。本来、コロナの感染拡大がなかった場合、当時、令和2年で2万3000人を超えていたんですけども、現在はもっと多くなっていたであろう状況ではありますので、潜在的に日本に来たい、日本で過ごす予定があった方がコロナを経て戻ってきたという状況ではないかと推測されます。

○E委員 ありがとうございます。

○部会長 在留資格でいうと「技人国」の人がかなり多いという特徴がありますけれども、ほかの方、よろしいですか。

○B委員 御説明、ありがとうございました。そうやって新しく増えるということは、恐らく転入される方も増えているということだと思うんですが、区役所の登録の窓口などでもそういった実感はありますでしょうか。また、住民の方の新たな受入れに伴ってお困り事だとか、こういったことが起きていますということがあれば教えてください。

○事務局 今、文化・国際課でタブレット端末を使用した通訳アプリケーションを区民窓口ですとか外国人相談のところに置いております。その利用数なんですけれども、当初、3年前に契約したときには年間3600分ぐらいの想定でいたんですけども、昨年度、分数を集計したところ、その倍ぐらい、6000分を超える使用がなされておまして、やはりそういったアプリケーションを使って外国人の方を対応される機会がどんどん増えてきているとともに、そういったツールが足りないよとか、もう少し導入したらどうかというようなお声もいただいております。そういう受入れ体制については、外国人の増加とともに、もう少し拡大していくのがよいのかなとは感じております。

○F委員 説明、ありがとうございます。資料2-1の右上、「世田谷区内年齢別人口」で、日本人は四、五十代ということで、外国の方は20代、30代が一番多いんですけども、この辺は何か理由があるのでしょうか。

○事務局 このあたりも、恐らく在留資格別に見たときに、技術・人文知識・国際業務が割合として多いので、働く世代の方がどうしても多いというところと、あとは留学の方の数が多いので、そういったところが原因になっているのかなと感じております。

○部会長 ほかによろしいですか。よろしければ次に移りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の協議事項、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定に向けた検討状況について、御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定に向けた検討状況について御説明いたします。

まず、資料3-1を御覧ください。各委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、第一次プランの体系図をベースに赤字で修正を加えたものがこちらの資料になります。

まず資料の左側、計画の概要につきましては掲載の構成を少し変更したいと考えております。計画期間については、令和6年度から令和9年度の4年間と考えております。

資料中央から右にかけての施策体系のイメージを御覧ください。まず、昨年度第3回部会でいただいた意見を基に、プランの3つの基本方針について、基本方針1と基本方針2の順番を入れ替えております。これは、誰もが安心して暮らせるまちの実現がまず基本にあり、外国人住民が安心して暮らせるようになったときに、次の地域社会における活躍をしてもらえという流れになる。この考えに事務局としても賛同しておりますので、ここを入れ替えております。

また、基本方針1の中では、多言語に加えて、言語的な不安の解消には、「やさしい日本語」が大きな役割を担っていると考えておりますので、「やさしい日本語」をあえて外出しにして施策の②と共に加えております。

そして、基本方針2では、地域活動・ボランティアにつきましては、外国人に特化した取組というよりは、日本人も含め、誰もが参加でき、交流できる事業を通して多文化共生を推進したいと考えておりますので、「外国人を含め、誰もが」という表現に変更しております。

それから、右側の施策の部分、③「外国人の区政への参画推進」というところで、ここでは外国人の意見をまちづくりに反映できるよう調査や意見交換会を行っているところですが、多文化共生については、外国人住民だけではなく、日本人住民の意見、意識の確認が必要との御意見をいただいております。外国人、日本人双方から意見を反映し、多文化共生を推進していきたいと考えておりますので、「区政への参画促進」と変更しております。

基本方針3の施策③につきましては、国際交流・多文化共生活動団体だけではなく、様々な団体の国際交流・多文化共生・国際協力を目的とした活動に対して広く支援を行いたいと考えておりますので、ここも表現を変更しております。

その下、推進体制につきましては、第一次プラン策定後に、国際交流活動の拠点として世田谷文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）が新設されておりますので、ここを体制に追加しております。

最後に、その右側の説明文においては、男女共同参画プラン後期計画の表現に合わせ、条例に基づいた男女共同参画と多文化共生の取組状況を共有しながら施策を推進する旨を追加しております。

体系案としては以上になります。

○部会長 この後、資料3-2でさらにそれぞれ具体的な部分についての御説明もいただくのですが、まずは今回のプラン改定の大きな枠組みと申しますか、方向性を資料3-1を使ってお示しいただきました。

こちらに関して、皆様から何か御質問はございますか。

○F委員 資料3-1の上のほうの「やさしい日本語」、これは最近よく耳にするんですけども、とてもいい言葉だと思うんですが、定義がちょっと分からないです。やさしい日本語、どういう意味を持つのか、多分、区民もぴんとこないのかなど。何か定義みたいなものがあれば教えてください。

○事務局 多言語化に対するやさしい日本語化の定義ということでしょうか。

○F委員 例えば、敬語を使わないとか、そういう日本語の、やさしいのいろんな取り方が人によってあると思うんです。どういうところをやさしいと言うのか、乱暴な言葉を使わないというのか、そこの辺がちょっとぴんとこないのを教えてください。

○事務局 やさしい日本語というのが、外国人だけではなく高齢の方ですとか、そういった方にも理解しやすい、簡単にした日本語のことということであるんですけども、総務省のガイドラインにもあるとおり、そこを基本にしながら、今ある文章をもう少し短くですとか、振り仮名をつけるですとか、誰が読んでも分かるように、なかなか専門用語をやさしい日本語にするですとか、そういったところは難しいと思うんですけども、より理解しやすい形で表現するというのは、なかなか決まった定義がないのがちょっと苦しいんですけども、読んだ方が分かりやすいな、読みやすいな、外国人でも分かりやすいなというような表現にしていきたいとは思っているところです。

○部会長 第一次プランのときに、「やさしい日本語とは」みたいな注釈か説明はつけませんでしたか。

○B委員 多分、多言語化の指針のところ「やさしい日本語」とあるので、そこで定義

されているやさしい日本語を活用するという意味かなと思ったのですけれども。

○部会長 ありませんか。

直接のきっかけとしては、阪神・淡路大震災のときに外国人被災者の方々に必要な情報が届かなくて被災される場合が多かったという反省に基づいて、最初は災害時の情報発信を、日本語が母語でない人たちにとっても分かるような表現を使おうということで、例えば、高台に避難してくださいというのを、代わりに、高いところに逃げてくださいというふうに言い換えたりする取組が始まりました。その後、だんだん災害時だけでなく、平時でも、やさしい日本語を使ったほうがいいのではないかという取組が広がりました。

2020年に、日本政府、特に入管庁と文化庁でもこれを全国的に広げていこうということで、初めてやさしい日本語ガイドラインというものをつくって、全国の自治体、もちろん国も含めてですけれども、いろいろな行政情報、あるいは生活情報をやさしい日本語にしようという取組が進んでいて、世田谷区も結構力を入れ始めましたね。

○事務局 そうですね。世田谷区で「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」というものをつくっております。

○部会長 それは何年でしたか。

○事務局 平成29年12月です。

○部会長 国より先ですよ。

○事務局 その中で「やさしい日本語や多言語を使ったわかる・伝わる情報のために」ということでサブタイトルをつけておまして、やさしい日本語を推進していくということで記載しているところです。

○部会長 第一次プランでは、その説明は入っていなかったでしたか。

○事務局 細かい説明のところには入っているんですけども、外出しにして、やさしい日本語というところが……。

○E委員 34ページの「多言語化等の推進」は区の職員の方向けということのようですけども。

○事務局 そうですね。多言語化の推進のところに、「『やさしい日本語』やルビ等の普及に努めます」ということでは記載しているんですけども、もう少しタイトルですとか施策として、今、やさしい日本語が大きく注目されているところであると思っておりますので、そこで入れてみてはどうかと事務局としては考えているところです。

○F委員 すみません、私はここを失念しておりました。見ておりませんでした。私は二

次からの参加なもので、すみません、知りませんでした。ちょっと分かるように何か…

…。

○部会長 説明ですね。

○F委員 そうですね。あるとすごく、それが毎回毎回、目にするとインプットされるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○B委員 今のやさしい日本語の話で、私もF委員からの御質問を伺って、初めて一般的ではないんだと、すでに言葉の表現の一つとしてやさしい日本語があって、行政も使っているというイメージがあったんですけども、一般の方にしてみれば、このプランに書かれているやさしい日本語というのも実は分かりづらかったのかもしれないと、今、気づかせていただきました。

○G委員 今のお話はそのとおりだなと思っていまして、やさしい日本語と普通に読むと、やさしいという形容詞ですが、私は、やさしい日本語というものがあるというのを知ったときに、これは熟語じゃなくて、そういう、英語だとギュメをつけます。特別な表現というふうに括弧にするとかという表現にして、括弧注をつけるとかにしたほうが一般の方が見たときに誤解がないのかなと思います。

○C委員 ありがとうございます。私も全く普通の人間ですので、こちらにおととしから参加させていただいて、どういう意味なんだろうというのは、いつも言葉が出てくるたびに、どういう日本語のことを言っているのかというのはすごく感じていましたから、これは一般市民の感覚だと思うんです。やっぱり一般市民の方も分かる言葉でつくらなければちょっと意味がないかなというふうには感じていたんですけども、今、理解ができました。ありがとうございました。

○A委員 今のことに関わってかもしれないんですけども、対象、このプランが誰に向けてというところが気になっています。例えば、基本方針1のところは主語がないというか、誰に対しての「行います」というのかというところ、2番目は、「外国人を含め、誰もが」とあるんですけども、1番目はないんです。これは、「誰もが」ということを入れるのかどうか。3つそろえて「誰もが」にするんでしたら、例えば、「外国人を含め」と、わざわざここで2で書いてしまうと、またちょっと、せっかくこの意図、「誰もが」ということを言っていたものが違ったように解釈されるかもしれないと思いました。もう思い切って「誰もが」ということで主語を合わせて、我々というか、世田谷区が求める多文化共生はそういうものだというのがカラーとして出てくるのかなと思いました。

そういうときには、先ほど、やさしい日本語が外国人の方にとってみればなじみがあって、でも日本人の方にとってみればなじみがないというところの問題にも関わってくるのかなと思ひまして、多分、ここで想定したのが外国人の方に向けてだったので、そこに関わっている人たちは、やさしい日本語というのはある程度、何となくというところがあったものが、やっぱりちょっと明確にすると、こちらの世田谷区の意図が出てくるのかなと思ひました。

○部会長 ありがとうございます。これは本体のところの議論の中でもまた続けていきたいと思ひますが、より分かりやすく伝えることを大事にしてほしいという意見が今あったかと思ひます。

○生活文化政策部長 これは施策ですから、区から情報提供するものに対してのことだと思ひます。とかく役所の文書は固いということもございまして、まずは高齢者の方についてする通知文も、要するに、やさしい日本語というのはいちよつとあれですが、分かりやすい日本語で。文書も長い、漢字も多い、読むだけで疲れてしまうみたいなものはやめましょう。そういう意味では、まずはユニバーサルの観点からの文書作成というのはあるわけです。

見ますと、国のほうでは、その後、やさしい日本語のガイドラインというものを作成しておりますので、分かりにくいというところについても、この辺も引用しながら解消していきたいと思ひますけれども、従来からやっぱり役所の文書は固くて分かりにくい。この部分を何とかしていこうというときに、やっぱり中学生が読んでちゃんと分かるような内容にしようというのがまず出発点だったかなと。行政サイドとしては、このこととはまた別に、そういう取組の中で、そこに多文化の関係で外国人の方にも分かりやすい日本語できちんと表記しましょうよということが出発点なのかなと思ひてございます。

○部会長 ありがとうございます。

もう一つ、資料3-1に関して私からの質問ですが、右下の赤のところ「『男女共同参画』と『多文化共生』の取組み状況を共有しながら施策を推進します」で、施策を推進するのは行政だと思うんですけども、ここの取組状況を共有するというのは、誰が誰と共有するという意味なのか。この文章の主語が行政だとすると、行政が誰と共有するのかなと思ひたんですが、ここはどういう意味になりますか。

○事務局 ここについては、主語は行政になるかなと想定はしているんですけども、こういった会議体でもそうなんですけれども、条例が男女共同参画と多文化共生が1つにな

っておりますので、そういった会議体1つにおいても双方の状況を共有しながらということを書かせていただいております。

○部会長 我々はこの多文化共生の部会があって、あともう1つ、男女共同参画の部会があって、それぞれがお互いにという意味合いだとすると、多分そういうふうには取りにいかないと思うんですが、どうですか。

○事務局 確かにそうですね。

○部会長 一緒にやっているというのが世田谷区の特徴でもあるんですけども。

○生活文化政策部長 この条例が1つのことに特化してなくて、では、まとめて検討していけるのかというと、そういうものでもなくて、では、お互い別々に考えていけばいいのかというと、そうでもなくて。そういう中で、今、「共有」という言葉を使っておりますけれども、ここは改めて、逆にこの男女共同参画の観点からもこちらをどういうふうに見るのか、我々もちょっと整理して、その部分でのことですので、改めて検討させていただければと思います。何かこういうのがいいのではないかとということで御意見等があれば頂戴したいと思います。

○部会長 分かりました。

○B委員 今の誰がというところは、私は審議会においてということなのかなと受け止めておりました。そこをつないでいくところという意味で。

○部会長 ただ、この日本語として、後半の「施策を推進します」の主語は審議会ではなくて区なので、主語が入れ替わってしまうとおかしいので、少し工夫が必要だと思います。

○事務局 この部分が男女共同参画プランの表記に合わせて記載しているところですので、ちょっと検討が必要です。

○部会長 あちらがこうなっているんですか。

○事務局 そうなんです。

○生活文化政策部長 そこは整理をさせてもらって、双方で見合っていないということですね。

○部会長 そうしてください。

○事務局 ありがとうございます。

○B委員 今のところで、誰がではなく、どこでというところで審議会において取組を共有していくというの意味が通るような気がいたしました。

○部会長 意味はそうでしょうね。日本語表現については事務局で見直していただきたいと思います。よろしいですか。

○B委員 別件でいいですか。

○部会長 3-1に関して、お願いします。

○B委員 基本方針2で新たな御提案をいただきましたが、改めてこちらの趣旨を御説明いただきたいと思いました。といいますのは、今までにもありました基本方針1での活躍促進というのは、マイノリティである外国の人が地域社会に入っていけるといふふうに主語がかなり明確にされていた。「誰もが」であると、逆に多文化共生の活動に参加をするとか、そういうふうに全体の意味が変わっていくのではないかと思ったんですけれども。

○部会長 要するに、基本方針2の修正の趣旨ということですか。

○B委員 そうです。

○事務局 本来であれば、外国人が地域活動に参画できるようにと書いてるところなんですけれども、前回の部会の御意見の中に、外国人側の意見を伺って区政に反映していただくだけではなく、受入れ側の日本人の意見ですとか意識も確認しながら、双方の意見を取り入れながら活躍推進につなげていく姿勢が大事ということで御意見をいただいております、それを文章として表現するにはどうしたらいいかなというところで、ちょっと事務局としても検討しまして、誰もが参画、外国人に特化してというよりは、全体が参画できる、活躍できる社会が多文化共生ではないかなと考えている点が1つありまして、もう一つが、実際の実組として、例えばボランティアですとか地域活動というところが、今、区として実施している方向が外国人に特化したものというよりは、例えばボランティア全体の活躍というところがまだできていない状況で、区の方角として外国人に特化した取組を行っているわけではない状況で、どちらかという、全体的なボランティアですとか地域の活動を盛り上げていく、推進していくことで、外国人を含めて全体的な活躍推進につながっていくという状況ではないかと考えておりますので、一旦、「外国人を含め、誰もが」と表現を変えさせていただいているところです。

○部会長 多分、参考資料に前回の委員の皆さんの意見がまとめてあるんですが、それを踏まえて修正されたようです。よろしければ、この後、3-2を使ってより詳細に今回の修正の趣旨に関して御説明いただけたらと思うので、一旦先に進んでもよろしいですか。

○B委員 ありがとうございます。かなり大きな趣旨の修正だと思いましたので質問させていただきました。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて、資料3-2を使って今回の新たなプラン策定に向けた方向性のお話を御説明いただきたいと思います。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。

では、事務局から説明させていただきます。資料3-2を御覧ください。2ページ目からになります。説明の時間に限りがございますので、ここについては概要のみお伝えさせていただきます。

(1)「策定の趣旨」としましては、「全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現に向け、区、区民及び事業者が一体となって多文化共生社会を推進していくため」に、平成31年に現プランを策定しまして、様々な施策を実施してきたところです。

在住外国人の数は、コロナの影響によって一時減少しておりましたが、現在はコロナ禍前の数を上回って過去最多となっております。今後も外国人数の増加が見込まれるとともに、多文化共生の重要性が高まっているということで記載させていただいております。

社会情勢が変化する中で、これに対応した新たなプランの策定に当たって、令和4年度に実施した外国人区民の意識・実態調査などから現状と課題を整理して、多文化共生をさらに発展させることを目的に、世田谷区第二次多文化共生プランを策定するという趣旨を書かせていただいております。

(2)「プランの位置づけ」につきましては、このプランは昨年度、策定についてお伝えした際にお示ししたとおりなんですけれども、条例に基づく多文化共生の施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画として策定しているものです。世田谷区の基本構想ですとか基本計画との整合を図りながら、そのほかの行政計画と補完、連携し合うものとして位置づけております。

それから、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会や庁内の会議体により検討を行って、区民意見募集等で幅広く意見ですとか御要望を聞いて内容を反映してまいります。また、これまで同様、条例に基づき、毎年行動計画に基づく施策の実施状況を公表いたします。

計画期間は、先ほど体系案のところでお伝えしたとおり、4年間と考えております。期間中に新たな計画に盛り込む事項などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行ってまいります。

3ページから4ページ目にかけては、第一次プラン策定後、平成31年度以降の国、

都、区の多文化共生に関する動きをそれぞれまとめております。

次に、4ページの中頃から記載しております2番「基本方針・施策と課題について」です。

この資料のつくりから御説明いたしますと、(1)の①の施策から始まっております。施策ごとに、まず、これまでの統計・調査結果のデータから関係する部分を記載しております。令和3年度出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査、令和4年度実施の文化・国際課による世田谷区における外国人区民の意識・実態調査、及び、これも区による世田谷区民意識調査について、関係する部分を一番最初の黒の四角のところで記載しております。

その次、5ページ中ほどの黒色の四角になります。令和元年から令和3年までの取組み状況報告から出た皆様からの意見をまとめております。その下の四角に、令和5年2月から3月にかけて、前回書面で開催いたしました令和4年度第3回多文化共生推進部会の論点等に関する皆様からの御意見をまとめております。

その上で、第二次プランに向けて、継続する取組、強化する取組、新たな取組として必要と考える要素を含め、次のページ、四角で囲んだ中に方向性としてまとめております。

世田谷区の多文化共生プランは、3つの基本方針と、それを進めるための12の施策で構成されておりますので、施策ごとに12回、この統計・調査データと取組み状況報告に対する御意見、第3回部会での御意見を踏まえた第二次プランに向けての方向性を示しております。これが18ページまで続きます。

それでは、ここについて、施策ごとに第二次プランに向けた方向性の案を御説明いたします。

4ページにお戻りいただけますでしょうか。(1)①の「多文化共生の地域交流推進」です。もしかすると、現プランを一緒に見ていただいたほうがよろしいのかもしれないです。

○生活文化政策部長 先ほどの資料3-1は、今度は二次プランなので基本方針も入れ替わっているんです。こちらは現プランの並びになっているものですから、評価との関係です。

○事務局 現プランの順番に御説明していきます。

(1)の①につきましては、現プランでいいますと、30ページになります。第一次プランでは、地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活

躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進すると説明をしているところで

す。

方向性については、6ページの四角で囲んだ中に記載しております。方向性のまず1つ目につきましては、調査から、日本人との付き合いがない理由ですとか、交流活動に参加したいができない理由に言葉の問題がそれぞれ挙がっております。このことから、事業を実施する上で、まず言語的な不安の軽減が必要と考えております。

2つ目に、外国人を含め、誰もが参加しやすい、参加できる事業展開として、コロナ禍を経て、現在も多くの方が利用するオンラインなど、状況に応じて、工夫して各事業実施をすることが必要と考えております。

3つ目ですが、せたがや国際交流センター、先ほども申し上げましたが、新設しておりますので、この国際交流センターとの連携、活用ができるように、役割分担により事業を行っていくことを記載しております。

次に、②「地域活動への参加促進」です。こちらは、現プランでいいますと、31ページになります。現プランでは、外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を推進するというふうに説明をしているところです。

資料3-2でおめくりいただき、7ページを御覧ください。方向性の1つ目ですが、現在は外国人ボランティアの活用拡大など、外国人に特化した活動への参加促進の内容となっておりますが、委員の皆様からの御意見にもあるように、ボランティアなど、区の事業としては外国人のみというよりは外国人を含むボランティア全体の活用拡大を広げていきたいと考えておりますので、「外国人に限らず、誰もが」という言葉で方向性を示しております。

2つ目に、活動の機会については、あることを見えるように、また、知ることができるように周知に力を入れるとともに、関係所管等に対する働きかけと連携についても強化をする必要があると考えております。

次に、③「外国人の区政参画促進」です。現プランでいいますと、32ページになります。現プランでは、外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進すると説明をしているところです。

資料でいきますと8ページを御覧ください。方向性の1つ目ですが、外国人への調査や意見交換会など、これまで実施してきたものについては継続実施しながら、そこで出た意

見やアイデアについて事業への反映ができるように積極的に検討していきたいと考えております。

2つ目ですが、委員の皆様から御意見でいただいたように、多文化共生に関係する事例ですとか区民から出た意見などが実際に反映された例などを公表するような、参加へのモチベーション向上につながる取組の検討が必要と考えております。

3つ目です。これまで行っていなかった日本人の調査などにより、意識を確認する機会について検討が必要と考えております。

次に、(2)基本方針2「誰もが安心して暮らせるまちの実現」の①「外国人への日本語支援」です。現プランでいいますと、33ページになります。現プランでは、外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行うと説明しているところです。

資料をおめくりいただき、9ページを御覧ください。方向性の1つ目と2つ目です。調査から、日本語学習に利便性を求める結果が出ておりました。学習ができる時間に限りがある方などでも参加ができるオンラインの活用など、参加しやすい学習機会の提供と、併せて積極的な啓発が必要と考えております。

3つ目ですが、日本語教室への参加だけにとどまらない、次につながる日本語教育機会の可能性を検討し、拡充が必要と考えております。

4つ目ですが、日本語教育推進法の改正ですとか国の日本語教育の推進方針に基づいて、この3月に公表された東京都の地域日本語教育の体制づくりのあり方などを確認しながら、区の状況に応じた地域日本語教育のあり方についての検討が今後必要となっております。

次に、②「行政情報の多言語化の推進」です。現プランでは、34ページになります。現プランでは、外国人が地域社会で生活していく上で必要となる情報など、区が多言語表記及び情報発信の手引きに則って多言語化をするとともに、やさしい日本語やルビ等の普及に努めると説明をしているところです。

方向性につきましては、10ページを御覧ください。こちらも1つ目、2つ目、まとめて御説明いたします。これまで行ってきた多言語化、やさしい日本語化について、調査から、言葉が分からないことに起因する困り事が起こっているという結果を踏まえて実施を継続、さらに強化をしていく方向で進めたいと思っております。

3つ目ですが、ヒアリングの調査から幾つか意見が出ていたんですけども、使用する

フロントについて、見やすい、見づらいということで御意見をいただいていたこともありまして、外国人に向け、より分かりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインによる情報発信に努めていくことも必要と考えております。

続いて、③「生活基盤の充実」です。第一次プランですと、36ページになります。第一次プランでは、外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活保護のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労等、地域で暮らす上で必要不可欠な生活基盤の充実を図ると説明しているところです。

資料をおめくりいただき、12ページを御覧ください。方向性の1つ目ですが、相談できる窓口については、引き続き安定した運営を図っていきたいと思っております。

2つ目です。調査からは、困ったことがないと回答されている方が4割に上っております。一方で、それぞれの分野で一定数の困り事を抱える方がいると声が挙がっている状況です。区で実施できる取組については、関係所管に働きかけて、取り組める事業の検討を行っていきたいと考えております。

3つ目に、そのほか、就労支援など、区では十分なアプローチが難しい事業もございます。区で難しい部分につきましては、国ですとか都の制度がございますので、的確に案内ができるように情報収集に努めながら周知、啓発をしていくことも必要と考えております。

次に、④「災害等に対する備えの充実」です。現プランでは、38ページになります。現プランでは、平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進すると説明しているところです。

おめくりいただき、13ページの資料を御覧ください。ここについての方向性ですが、調査結果から、災害時の課題として、情報発信と情報の多言語化が挙げられます。これまで行ってきた防災訓練ですとか防災情報の提供というところは引き続き行っていくとともに、また強化していくとともに、情報の多言語化については、既に多言語化された情報がたくさん出ています。国ですとか、都でもそうですし、区でも作成しているものがあります。それがうまく使えているかというところで、災害発生時にそれがうまく活用できるように情報の収集と整理を行うとともに、職員や区民へこういった情報があるということの啓発強化が必要と考えております。

次に、⑤「ICTを活用した環境整備」です。現プランでいきますと、38ページになり

ます。第一次プランでは、情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段としてICT等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えると説明をしているところです。

資料ですと14ページに方向性を示しております。調査結果から、外国人の情報入手においては、インターネット、特にホームページからの情報収集に対するニーズが高くなっており、一方で情報にたどり着けない、やさしい日本語での発信が少ないなどの声もあります。引き続き、区のホームページを中心に、やさしい日本語や写真、イラストなどを活用し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進める必要があると考えております。

2つ目に、こちらもせたがや国際交流センターと連携しながら、SNSなどをさらに積極的に活用しながら情報発信の強化を図ってまいります。

次に、基本方針3「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」の①「多様な文化を受け入れる意識の醸成」です。現プランですと、40ページになります。現プランでは、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人一人が互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながらともに暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進すると説明をしているところです。

資料でいいますと、おめくりいただき、16ページに方向性を示しております。ここでは、偏見、差別が減っていると感じる割合は、調査の結果では徐々に増えております。一方で、約7割の方が日常生活の様々な場面で差別、偏見を経験しているような状況です。委員の皆様から御意見をいただいたように、実際の経験を基にした学習ですとか、人権・男女共同参画課と連携した人権についての学習を通じて、多様な文化を受け入れる意識醸成を図る取組を継続、強化する必要があると考えております。

次に、②「学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進」のところでは、現プランでいきますと、43ページになります。現プランでは、幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童生徒を対象として外国語教育の充実等、国際理解教育を推進すると説明をしているところです。

同じ16ページが一番下を御覧ください。前回御意見をいただいたように、外国語教育などの国際理解教育だけではなく、人権の視点に立った多文化共生教育が必要ということで、まず教員に向けた人権教育研修が世田谷区教育ビジョンに掲載されており、取組が既に始まっております。このような学校における人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組を進めていく必要があると考えております。

次に、③「多文化共生・国際交流活動団体の支援」です。現プランでは、44ページになります。現プランでは、多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域活動の協力を得ることができるように団体の認知度向上を図ると説明をしているところです。

資料をおめくりいただき、17ページを御覧ください。ここでは、平成7年度から世田谷区国際平和交流基金を活用して、これまで延べ200の国際交流・多文化共生関係団体の活動への助成を行ってまいりました。この事業を周知、継続しながら、前回御意見をいただいたように、福祉など、様々な団体の多文化共生や国際協力などを目的とした活動に対して広く支援を行っていきたいと考えております。

最後に、④「不当な差別的取扱いへの対応」です。現プランでいいますと、44ページになります。ここでは、多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応すると説明をしているところです。

同じページの一番下の四角囲みを御覧ください。調査の結果から、差別を受けたが相談していないという方が46.8%と高い結果が出ておりました。安心して相談ができる相談窓口体制の整備について、引き続き関係所管と調整するとともに、窓口があること、また、苦情・申立ての制度があることの周知について強化する必要があると考えております。

2番については以上になります。

最後に、18ページを御覧ください。3番、「数値目標について」です。調査項目について、より適切な表現に変更を行いたいと考えております。また、一次プランの目標数値と実際の実績に大きな乖離が見られるため、より実現可能な数値への見直しとして案を掲載しております。

ここで、この部分は先日お送りしました資料からちょっと変更がありましたので、本日の資料と差し替えをお願いできればと思っております。変更した部分が3番、(1)「多文化共生の推進に向けた数値目標」のところですが、先日お配りした資料では、第二次プランのところ、「多文化共生施策が進んでいると思う区民の割合」としておりましたが、「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」、「施策」のところを削除しております。ここが変更になっておりますので、本日お配りした資料のほうに差し替えをお願いできればと思っております。

各項目について御説明しますと、まず(1)では、「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」で、施策がたくさんあって充実しているというよりは、施策を行った結果、

多文化共生につながっているかどうかが大切だと考えておりますので、「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」と変更したいと考えております。

(2)につきましては、「参加が促進されている」については、区民にとって促進されているかどうか、つまり進めるように促されているかどうかというのは、細かく言えば区民にとって分からない、例えば、直接区からアプローチを受けた経験があるですか、外国人に対して地域活動に参加した理由を尋ねてみた結果、分かるような事柄なのかなと考えております。ですので、ここについても先ほどと同じく、結果として進んでいるかどうかをはかるのが適当なのではないかと事務局としては考えております。

裏面の(2)の2つ目、一番上ですけれども、ここについては以前から何度かちょっと議論になっております解消するという部分で、「解消されている」というのは、なくなっているということになるので、なくなるというのはちょっとハードルが高過ぎるのではないかと考えております。ですので、どちらかといえば減少しているかどうか、それをはかるのが現実的だと考えておりますので、こちらは変更を加えております。

その下についても同じです。「減少していると思う区民の割合」です。ここの調査項目の文言を変更しております。

それぞれ、先ほども申し上げたように、第一次プランでは目標値が全て80%以上ということの設定していたんですけれども、やはり実績を見てみますと、なかなかそこまでにははるか遠く及ばない状況で、もう少し現実味のある数値ということで再度設定をしております。

この後、皆様から御意見をいただきたいと思っておりますが、いただいた御意見について検討して、今後、素案として反映していきたいと思っております。

説明としては以上です。

○部会長 ありがとうございました。

後半に移る前に5分だけ休憩時間を取って、その後、審議を再開したいと思います。

(休憩)

○部会長 では、再開したいと思います。

資料3-2に沿って進めていきたいと思っております。まずに、1の基本的な考え方、ページだと2ページから4ページまでですが、こちらに関して何か御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。策定の趣旨、プランの位置づけ、国、都、区の動きなんですけれども、こちらは大丈夫ですか。

○部会長 続いて2の「基本方針・施策と課題について」、(1)基本方針1「地域社会における活躍の推進」、ここから入りたいと思います。こちらに関して、御質問、御意見のある方、お願いいたします。いかがでしょうか。

では私から。8ページで、「第二次プラン策定に向けた方向性」のところ、これは私が挙げた意見だったと思うんですが、日本人区民への調査ということですね。外国人区民だけでなく日本人区民に向けた多文化共生に関する調査をしたほうがいいのではないかと考えているんですが、その後ろの「意識の確認機会を設ける必要がある」というのは、「確認機会」というのがどういう意味で使われているのかなと思いました。

○事務局 こちらにつきましては、たしか皆様からいただいた意見のものをそのまま採用しているかも、ちょっと確認します。

○部会長 私は日本人住民の調査も必要だと書いたんですけども、どなたかほかの方もそういう意見があったということですか。

○E委員 私からかもしれません。パブコメ等を使って意見を吸い上げてほしいということをお願いしました。

○部会長 分かりました。日本語として「確認機会」というのはちょっと違和感があったんですけども、「機会を設ける」というのは、意識を把握するということですかね。そのほうがいいかなと思いました。

ほかに、基本方針1に関して御意見のある方はいらっしゃいませんか。「地域社会における活躍の推進」なんですけれども。

○B委員 先ほどの基本方針2の書きぶりに関わってくるところなんです、7ページ目の「第二次プラン策定に向けた方向性」のところ、この②の「地域活動への参加促進」が日本人住民も含めたものであるとすると、多文化共生プランに書く必要はないのかなと思いました。ここは多文化共生を進める上での住民の活躍促進であるので、基本的には外国の方が地域社会に参画できるようにという文脈でもともとつくったものだと認識しているんです。地域住民もひとしく参画していくのであれば、例えば「多文化共生に係る取組に参画をしていく」とか、外国人と日本人という二分に分けた書きぶりがいいのかは分かりませんが、「協働して地域をつくっていく」とか、何か多文化共生のプランに合わせた表現を検討したほうがいいのではないかなと思いました。

○部会長 この資料でいうと、どのあたりになりますか。

○B委員 資料3-1の全体の「誰もが地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献で

きるような機会をつくります」。恐らくこれが御説明いただいた資料3-2の7ページの方向性の部分とつながっていると思うんですけども。

○部会長 7ページの「第二次プラン策定に向けた方向性」のところですか。

○B委員 はい。確かに日本人の住民も多文化共生に向けた、例えば、プログラムへの参画であるとかボランティアの活動に促すというのは分かるのですが、そこは分けて書くとか、混ぜてしまうことで多文化共生というところが分かりにくくなってしまふ、2段で書くとか……。

○部会長 そうすると、今の資料3-2の表現というよりは、3-1のほうにある基本方針の説明文の表記……。

○B委員 結構文脈が変わっているんで、考え方といいますか、何を捉えてここの部分を変えるのか、本当にそうやって変えていいのかどうかは議論できたらと思いました。

○部会長 そうすると、B委員の御意見としては、基本方針2の表記に関しては、3-1なんですけれども、修正する前のほうがよかったということになりますか。

○B委員 趣旨としては、修正する前のものだと思っています。ただ、それに当たって、「日本人の住民も含めた参画をさらに促進していく」とか、何か付加する形でここに書き込めればいように思いました。

○部会長 今の点に関して、どなたか御意見はありますか。

○A委員 B委員がおっしゃったように、とても大きな変わり目にもなると思っています。この会議の前のオンラインのときにも、順番とか、さらにその対象というところはやっぱり気になったところと、あともう一方で、定住していくという人たちに対してのということについて、前回につくったときの意識と、今回、第二次というところの意識が違ふのであれば、それに基づいてこのような形にしたという形のもの説明があると多分分かりやすいのか、でも、そんなに変えることができるのかというのは、ここで議論ができれば、全体の方針が今後またどうなっていくかということにもなっていくのかなと思います。

やっぱり4年間ですので、前のプランの継続ということが強いのかもしれないですし、ここで大きく変えると方向性ががらりと変わることも懸念されているところと、やっぱりみんなというと、聞こえはいいんですけども、そこから漏れてしまふ、見えにくくなってしまふという、もともとの趣旨としてのところが伝わりにくくなっていくのではないかと思います。

なので、先ほどおっしゃったような多文化共生に関わる活動の日本人のとかという、そういう説明書きだったりというところだったのかなということがありますので、やっぱりここで議論ができればと思います。ありがとうございます。

○部会長 そうすると、A委員も、資料の3-1は、修正前のほうがよろしいということですか、それとも前でもなく後でもなく……。

○A委員 私自身が考えていたのは、もう少し広く捉えられないかというのが意見だったんです。つまり、変えてもいいのではないかと思ったんです。定住化や、今後の未来に向けてのプランであるならばということを考えてのですが、でも、それというのは、今御意見を聞きながら、ちょっと早急なのかということ懸念してしまいまして。それで、ここで前のままのほうがいいのか、あるいは、やっぱりチェンジというか、少し大き目にですけども、その後のプランのことを、先のことを考えればここで少し方向性を示してもいいのかというところは悩ましかったというのが正直です。優柔不断ですみません。

○部会長 分かりました。何かコメントありますか。

○事務局 A委員がおっしゃるように、外国人を「誰もが」というふうにすることで、もともとの趣旨とはちょっとずれてくる部分があるなと感じております。一旦変えてはみたんですけども、そこも事務局として迷っている部分もございます。

○部会長 これは、どなたか委員の御提案を受けて修正した、それとも事務局独自の考えで修正しましたか。

○事務局 いただいた意見もそうなんですけれども、そういった外国人だけではないよというような意識の把握もそうなんですけれども、外国人を含めて、いろんな方から意見を求めて広げていくというところが、事務局として必要なかなと思いこの基本方針の説明文をつくったような状況で。そういった意味ですと、ちょっと意見に流されていって、もともとの趣旨が少し変わっているのかもしれないなど、御意見を伺いながら思っているところです。

○生活文化政策部長 御意見をいただいてありがとうございます。これは私も着任して今日に臨むに当たって、職員のほうでもこういった御意見も踏まえながら、もう一步、外国人に限定しないほうがいいのかというような意見の中で修正したという経緯がございました。

ただ、この部分は非常に大きな、まずインパクトとして大きくなってくる部分ですので、そうした中で、外国人がというところに引っかかっていた。やっぱり区民とみんな一

緒に行くんだよねみたいなところがちょっと引っかかっていたんですけども、お話を伺う中で、次のステップでそこを大きく変えていくというのは、多分少し早いのかなという気もしてございます。意見の中で、外国人だけでなく日本人と共に地域活動をやっていくんだということが、まず職員のほうにもあって、では、外国人だけではなく、みんなが一緒になって、外国人は地域社会の一員としてやっていくという思いからの修正でございまして、今いただいたような、まだ早いとか、そういうことまでも考えていなかったというのが正直なところでございます。

やはり外国人だけに限定して、外国人だけが来てもしようがなく、地域の中の一員としてという一歩進んだ考え方の中でやったということです。まだまだそこにも行けていないという状況もあろうかと思いますので、そのままでいいのかなとも思っております。

○部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方の御意見を伺ってみたいんですが、いかがですか。3-1の基本方針2の説明文なんですけれども、今回は「外国人を含め、誰もが地域社会の一員として」というふうになっているんですけども。

○E委員 この基本方針2の中だけに「外国人」という3文字が入ってきています。

○部会長 基本方針3もありますね。「外国人等への偏見や差別」。

○E委員 ありました、失礼しました。この「外国人を含め」という言い方にしてしまうと、何か「外国人」が薄まってしまうような、そんな感じがしました。

○部会長 そうすると、やはり現行のほうがいいのではないかという。

○E委員 はい。

○部会長 分かりました。ほかの方はいかがですか。

○G委員 どちらのバージョンであっても趣旨は区民として理解できるし、言葉として嫌な感じとかはないんですが、今の皆さんの御意見を伺う中で、というか、この報告書、プラン全体を見る中で、結構外国人の方が困ったときに何か情報提供するという部分はかなり進んできているなという一方で、交流の機会を埋めているのかという、このパートは打開策があまり見えていないなという感覚があるんです。そのようなことを考えたときに、もともとのバージョンの「外国人が地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるような機会をつくります」ということに対して、ちゃんとやり切ったのかというところかもやっとしてしまうままで、もう少しもっと包摂するような言葉に変えていくということは若干違和感があると。

これは多分、方針の言葉はどちらになっても、具体施策のところでしたら外国の方たちが地域に交流している、参加しているという感覚が一般の日本人区民の方にも感じられるような世界が見出せる施策が打ち出せているのかどうかというところを変えていく評価指標にも影響していくことだと思えるので、そこが連携するとか、関連団体に促進してもらおうとかということが書いてあるんですけども、これは一体どういうことを推し進めていくのが少し曖昧なような感じがしました。もし具体策としてこういう方向というのがあれば、具体的に明記するほうがいいなと思います。

○部会長 ありがとうございます。今日のこの3-2だと、「第二次プラン策定に向けた方向性」ということで、まだそういった具体的な記述にはなっていないんですけども、そうすると、御意見としては、どちらにするにせよ、世田谷区がそういった施策を打ち出せるかどうか重要だということでしょうか。

○G委員 はい、そう思いました。

○部会長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですかはい。

○A委員 「誰もが」というようなことで考えたときには、やはり外国の方の参加というのは、ある種、すごく関わりたい人は参加をしているというような状況が見られる中で、むしろ日本の人たちのほうが参加が少なくて交流がというところの課題意識があったような気がするんです。その中で、ならば一緒に何かできないかというところの意味合いの中で、ちょっと文言を変えてみてはというような意識が多分あったような気がします。

それで、意見として外国人だけではなくて日本人と共にというような点について、こちら側のホスト側が変わらないとというところの意識の強さから、多分、前面に出た書きぶりの変化だったような気がするんで、その意識は大切にしながらも、うまい表現がというところなのかなと思いました。

言いたいことは、このちょっと変更してみたらどうかというのは、やっぱりこちら、日本人側の参加の低さと言ったらいいんでしょうか、それを変えられるようなところがあったような気がします。そういう意図から変えていこうということができないかというところがあったので、変えるということを考えてという説明なんですけれども、以上になります。

○部会長 A委員としては、どうしたらよいとお考えですか。

○A委員 揺れているところではあるんですけども、でも、次の段階に行くこともあり

得るかなということもちょっと考えてみたというか、日本人の参加を促進するというかたちのものが書けないか、その点を強調するためだったら、変えるということもあり得るかなと思ったということです。

○B委員 今の多文化共生プランの該当するところが30ページ、31ページ、32ページだと思うんですが、この具体的な施策のところを見てみると、収まるところに収まるのではないかという気がしました。例えば、この1番の「多文化共生の地域交流促進」、このところにはもっといろんな方の参画が欲しいよね、それが多文化共生の地域づくりにつながるよね、でも、重点項目の2が本当に達成されたかというところは、恐らく検証しないといけないくて、もう十分だから外しましょうということにはならないと思うんです。

この基本方針の活躍の推進というのは、恐らくこういう2番のところだとか、それから……。

○部会長 これは重点になっていましたし、第二次プランでも重点ですね。

○B委員 (3)の区政参画推進というところは、明らかに外国人の方が既存の地域社会に入っていく、それに当たって私たちも受け入れる姿勢を持とうよというメッセージがその次に続いてくるのかなと思って、そのあたりが何か表現できたら、この文脈で第二次を考えていけるのかなと思いました。

○部会長 そうすると表現としてはどちらがいいですか。

○B委員 表現としては、みんなが活躍ではないんだろうなという感じはするんですけども。でも、理想とといいますか、多文化共生なので、特別にそういったプログラムに参加しなくても自然に日常生活の中でお互いが交流できたり、共に自然に暮らせるというところが目的だと思うので、どうしたらいいかは……。

○部会長 皆さん、悩み始めてしまったようですね。

○E委員 そもそも基本理念として、「誰もが共に参画・活躍ができ」となっていますね。ですから、思い切ってこの基本方針2のところも「外国人を含め」を取ってしまっ
て、主語を「誰もが」というところから始めれば、そこはもう日本人も外国人もないんだよということでもいいのではないかなと。ちょっと乱暴ですか。

○部会長 より修正案をさらに一歩進めてということですね。

すみません、時間の関係もあるので一旦保留にさせていただいて、基本方針2「誰もが安心してらせるまちの実現」に移らせていただきたいと思います。

こちらは8ページから、結構ボリュームゾーンですね。14ページまであるんですけど

も、こちらに関して御意見のある方はいらっしゃいますか。ここは、「やさしい日本語」も出てきます。例えば10ページだと鍵括弧をつけているので、さっきG委員がおっしゃっていましたが、普通名詞の「やさしい日本語」ではなくて、固有名詞という味がこもった「やさしい日本語」であることが、分かるのかなと思いました。

こちらに関しては、御意見のある方はいらっしゃいますか。

○E委員 8ページの「外国人への日本語支援」のところなのですが、まず、日本語の勉強をしたくない人が、したいという人を上回っているわけです。

そして「したくない」人の理由は、恐らくもう日常会話に関しては全く問題なく日本語ができるということだと思います。したがって、ちょっと乱暴かもしれませんが、回答サンプルから、この部分に関しては「必要ない」と回答した人たちを抜いてしまっても如何でしょうか。こういう人たちを回答の中に入れてしまうと、勉強したいというところの回答が非常に薄まってしまうような気がしました。

○部会長 ありがとうございます。事務局に質問ですけれども、今日の3-2は、多分これがベースに第二次プランがつくられると思うんですが、こういった統計データの部分もプランの中に移行していきますか。

○事務局 今、資料に書いてあるそのままを移すのではなく、概要として調査の結果は載せていく方向ではおります。

○部会長 そうすると、ここに書いているような、『したくない』が『したい』を上回っているものの」というような表現は、このままいくと、そこに載るといことですか。

○事務局 そうですね、検討ではあるんですけども。

○生活文化政策部長 これは全部を載せていってはすごいボリュームになってしまうので、計画の基になる部分ということでは背景なり、そういうアンケートの結果を踏まえたことをお示ししつつ、だからこういう計画をつくっていますという仕立てになってこようかと思います。これそのものが載る載らないというのは、ちょっとまだこの先の中での整理になってくると思います。

○部会長 『したくない』が『したい』を上回っているものの」というのは削除して、日本語の勉強意欲では45%がしたいと思っているというのが一番シンプルな表現かもしれないですね。そこはまた今後、プランをつくる段階で検討いただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

では、私から伺います。10ページの「やさしい日本語」のところで、「職員への研修を

含め啓発に努めながら、区全体での活用を強化していく」とあります。私としては職員だけでなく、例えば学校とか、あるいは企業とか、地域住民の皆さんとか、より広くやさしい日本語が普及していったらいいと思っっているんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○事務局 現在でも、区で職員向けにやさしい日本語研修を行いながら、国際交流センターのほうで多文化理解講座というものをやっております、その一つとして、やさしい日本語の講座を年に1回、区民向けに行っておりますという状況です。

○部会長 そうしたら、「職員への研修を含め幅広く啓発に努め」とかを入れておいたほうが。これだと、職員にフォーカスしているように読めたので、お考えいただきたいと思っいます。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

○部会長 ほかの方、いかがですか。

○A委員 9ページの「外国人への日本語支援」ですけれども、以前この会議に出たときも、やっぱり日本語以外の言語、自分の母語だったり継承語をどうするかというのは、何かどこかにあるといいかなと思ったりするところもあるんですが、日本語支援なので、ここは日本語のことなんだろうけれども、何かそれは忘れていないよというところが、そういう機会も確保することを検討するぐらいでもいいのかなということをちょっと考えました。

○部会長 それは、ページで言うと……。

○A委員 9ページなんですけれども、「令和元年度～3年度 of 取組み状況報告書に対する部会からの意見」というところで2つ目、「母語あるいは継承語に触れる機会を創出できるような取組みにも期待する」というようなことで。

○部会長 これは部会からの意見ということで、一応掲載はされたけれども……。

○A委員 そこが今回の方針にはちょっと見えなかったところがあるので、方針にそこは反映しないのか、あるいは、検討したけれども、ここは書けなかったのか。第3回では意見がそこまで出なかったんですけれどもというところが1つ、ちょっと気になりました。

○部会長 その点に関しては、どうですか。

○事務局 今、資料をつくるに当たって、具体的な方針はまだ出ていない状況でしたので、ここにはちょっと含めておりませんが、委員がおっしゃっていただいたように課題としては検討していきたいと思っしております。ですので、何らかの形で、どういう形で触れるのかはこれからの検討になるんですけれども、ここについてはちょっと考えていきたい

と思っております。

○部会長 よろしいですか。

○A委員 ありがとうございます。

○部会長 ほかの方は、いかがですか。

○B委員 すごく瑣末なことかもしれないんですが、この「外国人への日本語支援」という言い方なんですけれども、「外国人への」は要らないのかもしれないなと思いました。

○部会長 何ページを見たらいいですか。

○B委員 8ページのタイトルのところで、①「外国人への日本語支援」と書いてあるんですが、このプランの中でも外国人と言ったときに、国籍・地域別の外国人なのか、ルーツを持つ人を含めたものかというところで、このプランの対象は、注記をたしか入れましたよね。国籍に限定しないといいますか。

○部会長 「本計画における『外国人等』は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含む」。

○B委員 なので、結局、日本語支援が必要な方というのは日本語を母語としない方のようなところなので。

○部会長 確かにそうですね。日本国籍の人でも支援が必要な人もいますよね。

○B委員 わざわざ出して「外国人への」と書く必要はないのではないかなと思いました。

○部会長 そうですね。ここはなくてもよさそうですね。ありがとうございます。よろしいですか。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。基本方針2に関して、よろしいですか。

よろしければ、今度は基本方針の3です。14ページから18ページまでになりますか。こちらはいかがでしょうか。

では私から、皆さんが考えている間に質問します。16ページ、「第二次プラン策定に向けた方向性」の中で、「偏見・差別が減っていると感じる割合が増えているが、約7割の外国人が日常生活の様々な場面で偏見・差別を体験している」というのは矛盾した表現みたいに読めてしまいます。これはどういう意味ですか。

○事務局 偏見、差別が減っていると感じているけれども、感じている中でも御自身は体験したことがある。

○部会長 減っていると感じているのは、外国人ですか。減っていると感じているけれども、それでも経験している。

○事務局 それでも御自身はどこかしらで経験したことがある。ただ、減っていると感じている。

○部会長 では、前はもっとひどかったということですか。前よりはましになってきたけれども、でも、7割というのは結構な数字ですよ。高いですよ。国の調査のとき、たしか住居探しで4割ぐらいだったと思うんですけども、これは世田谷区独自の調査でしたか。

○事務局 これは、令和4年度の意識・実態調査です。

○部会長 今回のところで7割と出ましたか。偏見・差別の経験、すごい数字ですね。

○事務局 すみません、ちょっと調べます。

○部会長 分かりました。では、その間にほかの方の質問、意見を伺いたいと思いますけれども、どうでしょう。

○E委員 15ページの一冊下のパラグラフ、令和4年度第3回の部会から出た意見で、最初に「ホスト社会」という言い方があるんですがこれはいわゆる永住者を受け入れる側の社会という意味でしょうか。

○部会長 受け入れ社会ということですね。

○E委員 これはあまり一般的な用語としては定着していないのではないかなと思います。

○部会長 「受け入れ社会」としますかね。そのほうが分かりやすいですか。

○E委員 やさしい用語にさせていただいたほうがいいと思います。

○部会長 では、そうしましょう。

ほかにいかがですか。

さききほどの件、分かりましたか。

○事務局 前回の意識・実態調査の中で、偏見や差別の質問に、「あなたはふだんの生活の中で、『外国人』であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことがありますか」という質問に対して、「よくある」、「ときどきある」、「ほとんどない」を含めた合計が7割。

○部会長 「ほとんどない」も含めているんですか。

○事務局 ほとんどないがあるということです。ほとんどないけれども、全くないことは

ない。「よくある」、「ときどきある」を合計すると45%。

○部会長 ほとんどないが。

○事務局 「ほとんどない」が27.6%。

○部会長 それを入れるか入れないかで、大分印象は違いますね。

○事務局 見え方が変わってくるかなと思っております。

○A委員 普通、4件法だと、前2つですよ。「よくある」、「ときどきある」で、まとめて意識というので、でも、ほとんどないけれども、ちょっとあるというところを含めたということですよ。

○事務局 そうですね、含めております。

○A委員 4件法だと、やっぱり前2つかなと。

○事務局 これも前回の令和元年度の調査から含めていて、そういった書きぶりをしていきます。

○部会長 元年度のときは何割だったんですか。

○事務局 元年度のときが……。

○部会長 ちょっと7割というのは……。

○A委員 14ページのところに数値が……。

○部会長 前回の？

○A委員 今回の。

○生活文化政策部長 その次のチャンネルが「まったくない」になっているので、やっぱり「ほとんどない」はあるに入ってしまったということだと思うんです。そういう聞き方をしているからなったんだと思います。

○部会長 ここですね。ありがとうございます。ありました。

○事務局 前は69.5%で、約7割です。

○部会長 どう扱うか、御検討いただきたいと思います。

ほかの方はいかがですか。

皆さんがないから私から。16ページの②で「学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進」とあるんですけども、これは「国際理解」を抜いて、「多文化共生に関わる教育の推進」で十分な感じがするんですが、あくまでも「国際理解教育」というものは入れたほうがよろしいですか。前回からの踏襲ということですかね。

○事務局 そのまま入れている状況です。御意見の中で取ったほうがいいということであ

れば、国際理解教育も含めて多文化共生ということを……。

○部会長 そうですね、16ページの下から7行目ぐらいですかね。「学校において、国際理解教育では不十分で、人権の視点に立った多文化共生教育が必要と思われる」という意見も出ていますので……。

○事務局 全てを含めて、「学校教育における多文化共生の推進」。

○部会長 「多文化共生の教育」でいいかなと思うんですけども。

○事務局 「多文化共生に関わる教育の推進」のような形で。

○A委員 私もそれが、ちょっと言葉が気になっていたところで、「国際理解教育」というと、やっぱり限定的なところにもなり得るということだったら、ちょっと広く捉えて、「多文化共生の教育」というところでもいいのかなと思いました。異文化理解教育とか国際理解教育とか言い方がありますがけれども、それぞれ使っている方が意図を持って多分使っていると思うんですけども、ここのプランの中では、広く捉えた意味での「多文化共生の教育」と言ったほうが意識の啓発だったりということに近いかなと考えました。

○部会長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 もしかしたら教育委員会とのすり合わせとかが必要かもしれませんが、よろしく願いいたします。

○事務局 承知いたしました。

○部会長 あとはいかがでしょうか。よろしければ、最後の数値目標、ここもいろいろ意見が出そうかなと思っているんですけども、数値目標に移ってよろしいですか。

すみません、私からまた口火を切らせていただきます。最初の「多分共生施策が進んでいると思う区民の割合」、「施策が進んでいる」と「進んでいる」で、どっちかというとな施策より大事なのは中身だということで変えたという御説明があったんですけども、施策が進んでいるかどうかは判断がある意味、しやすいと思うんですけども、多文化共生が進んでいるか進んでいないかというのは、多分そのままだと、皆さんイメージすることはすごくばらつきがあって、ちょっと答えにくいかなと思うんです。そうすると、最低限、ここで言っている「多文化共生」というのは何を指しているのかという説明が必要になるかと思えます。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、区民の目線から見た場合に、ふだん暮らしていて多文化共生が進んでいるかどうかというのは本当に感じにくい部分であるなというふうに、今ちょ

っと思う部分もあります。

○部会長 でも、直近の実績は、1回この質問をしているということなんですね。2022年度。

○事務局 いえ、これが第一次プランの「施策が充実していると思う区民の割合」の実績になります。見づらくて申し訳ありません。ですので、まだ二次プランの案としては何も聞いていない状況です。

○部会長 でも、1回、41.5%という数字が……。

○事務局 これが「施策が充実していると思う区民の割合」になります。

○部会長 分かりました。

もう1個、私、(3)の数値目標なんですけれども、最後、「区民の割合」と書いていますけれども、これは外国人アンケート調査に関してなので、ここで言っている区民というのは外国人区民という理解でいいですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○部会長 分かりました。

では、ほかの方、どうでしょうか。

○A委員 (2)の「重点施策に基づく数値目標」の第二次プランの「進んでいる」というのが、やっぱりどういうふうにするかなど。これも「参加が進んでいると思う区民の割合」というのは、例えば結果として活動に参加したという人が丸をつけるだろうということを想定してこの回答にされたということで、促進されているというときには外側からそういう機会があるけれども、実際結果として、参加したという人を想定してこの項目にしたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 参加したというのと、そういう機会を見たですとか。

○部会長 これは区民意識調査なので、答えている人はほとんどが日本人になりますよね。そうすると、御自身がというよりは、そういう場面を見たとか、そういう……。

○事務局 そういう情報が入ってきたということを想定しています。

○G委員 区民としては、自分が見聞きした状況から答えるしかないなと思っていました。施策を全部読んでからどうこう答えるのは現実的ではないので、今修正いただいた形に区民調査としてなるのは合理的かなと私は思いました。

○部会長 例えば、G委員がここで聞かれたら何とお答えになりますか。

○G委員 そういえば外国の人が参加するところが増えてきたなとか、チラシとかを見

て、ああ、呼びかけているなどかと思ったらスコアが上がってくるかなと思うんですけども、あるいは逆にネガティブに、困っているのに何もされていないみたいなのを聞いていたら、何もしていないみたいに、自分の見聞きした経験値で答えてしまうと思います。

○部会長 でも、それしかないですよ。

○G委員 でも、それが多くのある有効数のnの人に……。

○部会長 たくさんの人に答えてもらえれば意味はある？

○G委員 実態が出てくるという、区民調査はそうしかないかなと思います。もっとこの上位の質問の下にぶら下がる質問と、その後、具体的なものが出てくると総合して判断できるのかなという気はいたします。

○部会長 例えば、地域活動というのは、具体的に何を指しているか書いてあれば答えやすいということですか。

○G委員 そうですね、お祭りとかで。それがやっぱり具体的な施策と関わってくるのかなと思っていて、実際に呼びかけて、本当にお誘いをして、そういうところを想定して、いろいろな施策がやっているのかどうかみたいなどの総和のような気がするんですけども、やっていますというだけでは数字は変わってこないし、見える世界は変わってこないなという感じはするんですよ。

○部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがですか。

○B委員 (3)の「重点施策に基づく数値目標」のところ、新しい案、下のほう、「誤解や偏見が減少していると思う区民の割合」、今のG委員の意見と近いと思うんですけども、比較などで判断するというより、自分の今の実感として誤解や偏見があまりないというか、時系列の推移というより、今の御自身の印象で書いていただけるといいように思いました。

○部会長 ありがとうございます。

今気がついたんですけども、これは「差別や偏見」でなくて、ここだけ「誤解や偏見」になっています。これはどういう趣旨になりますか。これは前回も「誤解」だったから踏襲していますか。誤解が減っているかどうかと聞いても。

○事務局 おっしゃるとおり、第一次プランから「誤解や偏見」というふうになっているので。

○部会長 でも、本文のところは「偏見や差別の解消」ということでずっと書いてありま

すね。

○事務局 これが第一次プランのところでどう議論がされているのかという、その辺を私はちょっと理解をしておりませんでした。

○部会長 ここも「偏見や差別」でそろえていいのではないかと思いますけれども。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○部会長 経緯がもし何かあれば、調べてみてください。

○事務局 確認して、もし何もなければ「差別や偏見」ということでよろしいのかなというふうに思います。

○B委員 今、区民の意識・実態調査、令和4年のものを見ているんですけども、102ページだと「偏見や差別」と書いてあるので、書き写しの間違いかもしれないなと思います。

○部会長 単なる写し間違いですか。

○事務局 そうなのですが……。

○部会長 でも、第一次プランのときにそうになっていたんですね。ちょっと齟齬がありますね。そこはお調べください。

○事務局 経緯を確認いたします。

○部会長 分かりました。

すみません、終了時間に来てしまったんですが、あと2つ、申し訳ありませんが、お付き合いください。今日、お休みされているD委員から1つ問題提起がされていて、これは事務局としてもここで検討してほしいということです。「外国人」という呼び方をどう考えるかということで、御本人としてはなるべくその呼び方はなくす方向がよいのではないかという御意見のようです。参考資料、右側のD委員のところですが、ここについて、代案として、「多様な背景のある区民」、「移民背景を持つ区民」といった御提案もされています。ここについて、皆さんの御意見があれば伺いたいと思います。どなたかございますか。これまでも「外国人」という呼び方について議論はされてきましたが、現状では大半の自治体が「外国人」か「外国人住民」、「外国籍住民」、そういった表記をしているところだと思います。第一次プランだと「外国人等」ということで定義がプランの冒頭に示されているんですけども、そこでは国籍だけではなくて日本籍の場合でも外国にルーツのある人も含むということで定義はされています。どなたか、御意見はありますか。

○C委員 ちょっと町会のほうで、皆さんどうお考えか聞いたことを皆さんにお知らせし

ておこうと思います。町会のほうではいかがですか、外国の方が町会にお入りですかと。結構入っていらっしゃる方がいらっしゃるんです。ほとんどの方が伴侶が日本人の方と御一緒だから言葉は特に問題はないんですということですがけれども、いろんな参加のお呼びかけをしても出てきてくださらないのが困るんですよとおっしゃっていましたから、日本の方から考えれば、別に外国の方だから、どこの国だからということなく町会に入りたいということは受け入れていただいているようなんです。

だから、差別とか、そういう問題ではないと思っていますし、「外国人」と呼ぶよりは、「外国の方」と言ったほうがまだやさしいのかもしれませんが、言葉のニュアンスというのは、「外国人」とつけてしまうと固定観念みたいになってしまう、そういうところだと思ってしまうけれども、それを、失礼ですけれども、「多様な方」とか「移民」となってしまうと逆に分かりづらく、日本人の町会の方たちはお年寄りですら、なかなか受け入れにくいのではないかなと感じますので、普通に平凡に、別に差別するつもりで「外国の方」と言っているわけではございませんので。ただ、町会の方々は、お入りいただくというならば皆さん賛成して、差別なく入っていただいているということだそうでございます。

○部会長 そうすると、C委員としては、ふだんは「外国の方」という呼び方を使っているということですね。

○C委員 私は町会でお聞きしたときも外国の方が町会にお住みだと思いますけれども、お入りいただいていますかと。時に、うちは入っているよとかとおっしゃっていましたので、別にそんな違和感なく皆さん生活していらっしゃるんだなと思っていました。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。今、「外国の方」という1つの代案をいただきましたけれども、ほかにはいかがでしょうか。

○E委員 ここであえてD委員がおっしゃるような形にしてみると、C委員がおっしゃるとおり、混乱してしまうのではないかと思います。

○部会長 そうすると、現状維持というか。

○E委員 そうですね。そう私は思います。

○部会長 横浜市の事例とかはありますか。

○B委員 私もこの問題は本当に悩ましいといつも思っています。結論としては、このプランの最初のところに注記があるように、ここの文脈では「外国人」と言っているけれども、こういう人を含む、こういう概念ですということを説明して、そちらで国際交流協会

のほうでもやっているんです。やはり混ぜた表現をしてしまうと分かりにくくなってしま
うんですけれども、今回、特にD委員は御自身が外国ルーツで日本に暮らしている立場か
らこの言葉に対しての御意見をいただいて、しかもその理由が日本人対外国人という構図
であるとか、協働の可能性や多文化共生の意識の薄まりということを書いていたので、
私たちがこういう言葉を使うことが、やはり無意識の差別であったり疎外感につなが
っているのかなということは思いました。

ぜひ次回出ていただいたときに、このあたりは御本人から発話していただいて、この言
葉にどんな印象を持たれているのかですとか、そういったところを議論した上でどうする
かを、区民の方には分かりやすさ優先というのは仕方ないと私は思うところもあるんです
けれども、でも、背景にあることについてここで共有できればなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。そうすると、現状維持がやむを得ないかもしれないけ
れども、直接こうした問題提起が出たので、次回もし御本人がいらっしゃれば、そこでも
う少し議論を深めたいということでしょうか。

○B委員 私は、この言葉を使うのはやむを得ないと思っていて、ただし、やはり注記の
ようなものは大切だと思っているんですけれども、ただ、そのまま流してしまう問題では
ないのだろうと。せっかく御提案いただいているので、御本人から伺いたいと思います。

○A委員 本日の基本方針2にも関わることだと思っていて、やはりそこは本日も結論が
ちょっと出にくかったように、「誰もが」というのか、「外国人等」というところをある程
度示しながら言うのかということとか、定義はあるんですけれども、そこというのは、
やっぱりこのプランを考える上で大きな問題でありますので、継続というか、御本人に説
明いただきながらということをおもいました。

あと、「地域社会における活躍」とあるんですけれども、やっぱりここにも「参画」と
か、もう少し活躍できる人を対象にしているだけではないということをおもって考えなが
らつくる必要もあるかなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。

事務局としては、今日はこれでよろしいですか。方向性としては、現状維持やむなしと
思いますが、できたら次回、D委員がいらしたら議論をする時間を少し取りたいというこ
とです。

○事務局 一旦、現状維持といいますか、この状態で素案をつくっていく……。

○部会長 素案をつくるときに、判断しないといけなくなるということですよ。一応こ

のまま進めていただくということで、次回、この問題について、議論する時間が取ればということなんですけれども。

○事務局 承知いたしました。一旦変えずに、そのままの方向で素案としてはつくっていきたくて思っております。また御意見をいただければというところです。

○部会長 あと残った問題として、この基本方針2の説明の文案があります。委員の中でも意見が分かれてしまった状態ですが、これは今日ここで結論を出さないと困りますか。基本方針2の説明の文案なんですけれども。

○事務局 一旦、今まとまらない状態ではありますので、現プランのまま進めていくような。

○生活文化政策部長 今日、今このスタイルの中でいろいろ御意見があった。ですから、次回、もう1回戻してみて、その中で御検討いただいてもいいかなと思います。我々のほうで先行して変えましたけれども、いま一度、元の状態の中からやっぱり変えたほうがいいという意見があるのかお伺いしてもいいかなと思います。

○部会長 そうすると、次の会議のときに、この部分に関しては、この場で議論するお時間をいただけるという理解でいいですか。

○生活文化政策部長 大丈夫です。1回戻してみて、私もさっき見たら、体系図を見れば、E委員からも御意見をいただいた、一番最初の基本理念のときに「誰もが」と入っているんで、またあえてここで「誰もが」としなくても、ここはコアに「外国人」としてもいいかなと、ちょっと思った部分もあったんです。今この状態のまま行くよりは、一旦戻してみて、また委員の皆様の御意見を改めて伺ったほうがいいかなと思ましたので、そのようにさせていただけたらと思います。

○部会長 それでは、これで本日の議論を終えたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。皆さん、本日は御意見等をありがとうございました。本日の議論を踏まえて、第二次プランの策定に向けて素案の準備を進めてまいります。

今後につきましては、昨日一旦お知らせをさせていただきましたが、第2回多文化共生推進部会を7月に開催を予定しております。第2回の部会では、今回の世田谷区第二次多文化共生プランの素案及び令和4年度の世田谷区多文化共生プランの取組み状況の報告について御報告し、御議論いただきたいと思います。お忙しいところ恐れ入りますが、御出席いただければ幸いに思っております。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後 4 時16分閉会